

韓国企業集団における会計情報開示の特徴*

——アジア金融危機以降の企業集団結合財務諸表の開示——

朴 恩 芝

In November 1997, responding to the international financial crisis in Asia, Korea made a request to IMF for financial supports. In this time, Korea was required execution of various economic reforms. Among these IMF requirements, Korean business firms were urged to disclose more accurate accounting information which reflect operating results and financial positions properly, especially those of the large business groups (*Chaebol*).

This paper focuses on combined financial statements system that was introduced in order to increase accuracy of accounting information disclosed by Korean business groups in light of specific corporate structure in Korea. First, this paper explores background and effect of the introduction of combined financial statements system, and analyses the relation between that system and consolidated financial statements system. Second, among the business groups required presentation of combined financial statements in 1999 and 2000, it picks up four largest business groups and analyses their actual combined financial statements.

In addition, this paper verifies that while the standardized consolidated accounting system is being established internationally, combined financial statements system in Korea has an objective to grope for a system fitted to a corporate structure specific to Korea.

I. はじめに

1997年11月、アジアにおける国際的な金融危機によって、韓国は同年12月、国際通貨基金 (International Monetary Fund : IMF) に対し金融支援を要請したところ、諸般の経済改革の遂行を要求される状況に直面した。IMF側が金融救済の条件として韓国に要求した改革の焦点は、企業構造の調整、金融制度の整備などの産業面および金融面の改革だけでなく、企業の財政状態と経営成績を正しく把握するための透明な会計制度を確立することにもあった¹⁾。韓国は、1970年代の高度な経済発展に伴い、大規模企業集団（財閥）に

よる経済への影響力が強くなり、それとともに政府の大規模企業集団への統制も強化された²⁾。しかし、大規模企業集団は放漫経営に陥り、政府の統制も効力をもたず、その結果として金融機関の莫大な不良債権の累積を招いてしまったのである。

IMFによる金融救済としては、二つの対策が実施されている。一つは金融危機を招いた直接的で短期的な要因への「安定化プログラム」による対策、すなわち「財政の緊縮政策」である。二つはより構造的で長期的な要因への「構造調整プログラム」による「民間企業部門に対する規制緩和の自由化対策」である。これらはIMFの観点からみた当該国の経済秩序の弱点を改善させ、回復させるためのも

*論文審査受付日：2001年12月4日。採用決定日：2002年4月10日（編集委員会）

のである。

韓国と IMF の間で交わされた「経済プログラムに関する覚書（韓国では了解覚書）」(Memorandum on the Economic Program) では、特に企業支配構造および企業構造に関して³⁾、①金融改革を通じ大規模企業集団の銀行および第 2 金融圏の借り入れに依存した経営慣行を刷新すること、②企業経営の透明性の向上にむけて企業情報の開示を徹底的に行うこと、が盛り込まれた。②の方には、会計に対する IMF の改善要求が強調されている。

本稿は、以上の IMF による改善要求事項の中で、特に韓国の経済構造のもとで会計情報の透明性を増大させるために導入された企業集団結合財務諸表（以下：結合財務諸表）に焦点を当てる。IIにおいては、結合財務諸表制度の導入の背景と効果について把握し、連結財務諸表制度との関連性を検討する。IIIにおいては、1999 年度および 2000 年度の結合財務諸表作成を命ぜられた企業集団のうち、最も大きな比重を占めている 4 大企業集団⁴⁾の結合財務諸表情報を中心にその開示実態を分析し、最後に結論を述べる。

ここで取り上げる結合財務諸表は、国際的に統一される連結会計制度が確立されつつあるなかで韓国の経済風土に合った形を模索するものであり、連結財務諸表を財閥という構造に合わせた開示の特殊な制度内容をもつものであることを検証する。

II. 企業集団結合財務諸表の導入とその期待効果

1. 企業集団結合財務諸表の導入

IMF によって韓国にその改善が要求された会計関連事項は次のようにまとめられ

る⁵⁾。

- ① 国際的に認められた会計原則に従った会計処理
- ② 完全かつ透明な財務情報開示
- ③ 大規模企業集団における結合財務諸表⁶⁾ (Combined Financial Statements) 開示
- ④ 独立外部監査の強化

まず、第 1 に国際的に認められた会計原則としては、アメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) の財務会計基準書 (Statements of Financial Accounting Standard : SFAS) や国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee : IASC) の国際会計基準 (International Accounting Standard : IAS) が考えられている。特に国際会計基準は証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commission : IOSCO) に承認されており (2000 年 5 月)，欧洲連合 (Europe Union : EU) も 2005 年までに加盟国の全上場企業が国際会計基準を採択するように義務付けられるなど⁷⁾，その影響力は近年極めて大きくなっている。実際、韓国は 1999 年以降企業会計基準の大幅修正を行い、主に国際会計基準を取り入れた基準整備を進めている。

第 2 および第 3 に示される、完全かつ透明な財務情報開示の側面は、韓国が金融危機に陥った主な原因に関連すると考えられる。つまり、金融機関および企業によって不充分な財務情報の開示が行われていたため、市場原理による企業の適切な統制が妨げられていた。特に、財閥という特有の企業集団は、系列会社間の内部取引と相互支給保証に関する状況の開示を怠り、その把握を困難にしてき

韓国企業集団における会計情報開示の特徴

たのである。韓国の企業は、その必要資金の大部分を金融機関から調達する慣行があり、同じく大規模企業集団も経営者が経営権を保持するため、不特定多数である投資者からではなく、比較的簡単に資金が調達できる金融機関に依存する傾向にあった。そのため、投資者を対象とする財務情報の重要性に対する認識は低い状態である。このことが企業の資本構造を弱め、結局金融危機を招いたと言わわれている⁸⁾。

第4は、企業が国際的に認められた会計原則に従って財政状態や経営成績を透明に開示しているかを監視する外部監査人による監査の強化である。そのためには、外部監査の独立性の確保が先決である。特にIMF側は、信頼できる外国の会計事務所や監査法人による金融機関の財務情報の監査を要求している⁹⁾。

韓国経済に大きな比重を占め、多大な影響力行使してきた大規模企業集団は、一般に一人または一族の支配の下、相互出資、相互支給保証などを行い、実質的にその系列会社間の関係が密接につながっている。にもかかわらず、すべての系列会社を支配する特定の会社（持株会社）の不在により、連結財務諸表作成時に多くの系列会社が除外され、大規模企業集団全体の財務状況の把握が不可能である。すなわち、これまで持株比率に支配力基準を限定的に加えた連結財務諸表を作成してきたが、韓國の大規模企業集団の所有構造の特性上、当該企業集団に関する有用な情報を提供するには制約がある。そのため、大規模企業集団の全体像に関して正確な情報を提供する手段として、実質支配力基準を拡大した結合財務諸表が要求されるようになった。

ここで取り上げる「結合財務諸表」とは、企業集団の財政状態と経営成績に関する情報を会計情報利用者に提供するために企業集団が作成する財務諸表をいう。これは、韓国のように、すべての系列会社を支配する特定の会社も、従属会社も存在せず、企業集団の核となる企業なり、その経営者なりがその関連者（親族など）と合わせて、同じ企業集団に属したすべての系列会社を支配する形態に有用であるとされる。言い換えると、韓国において企業集団に関する財務状況を一目瞭然に把握するには、個別または連結財務諸表だけでは限界があった。

韓国の場合、「株式会社の外部監査に関する法律施行令（以下外監法施行令）」第1条の4において、結合財務諸表を作成する「企業集団」および「系列会社」は「独占規制および公正取引に関する法律施行令（以下独公法施行令）」第21条に基づき、公正取引委員会が指定する大規模企業集団およびそれに属する企業とするとしている¹⁰⁾。その基準は直前事業年度の資産総額の合計額で決められる（金融業だけの企業は除外）。ここで「企業集団」とは、同一人（実質的に支配している所有主およびその関連者）が事実上事業内容を支配している企業の集団を指す。これには①同一人が企業の場合、その同一人が支配する一つ以上の企業の集団、②同一人が企業でない場合、その同一人が支配する二つ以上の企業集団が含まれる。その範囲は、①同一人が当該企業の発行済み株式総数の100分の30以上を所有する場合、または②当該企業の経営に対し、相当な影響力を行使¹¹⁾していると認められる場合であり、そのうち同一人が最も多く株式を有する企業が支配企業とされる（独公法施行令第3条）。結合の対象になる「系列

会社」には、結合財務諸表の作成基準日現在、結合対象企業集団に属するすべての国内系列会社と海外系列会社が含まれる（独公法施行令第 3 条）。

その一方、人的な要素を含まず、基本的に企業間での株式投資を前提に作成される連結財務諸表の場合の支配・従属関係は、企業が、①当該企業の発行株式総数の 100 分の 50 以上を所有する場合、または②当該企業の発行株式総数の 100 分の 30 以上を所有し、当該企業の最大の株主である場合、などに限られる¹²⁾。

このように、結合財務諸表と連結財務諸表の対象範囲には〈図表 II-1〉のような違いが生ずる。すなわち、実質的支配関係にある企業集団に関する結合財務諸表にはいくつかの連結財務諸表が含まれることになる。ただし、連結財務諸表は企業間での株式所有関係を基に作成されており、個人の支配力が著しい韓国の財閥経済構造においては根本的な限界があるといえる。

結合財務諸表の場合は、企業集団を一つの経済的実体とみなし、情報利用者に対して財務報告を行うため、結合対象系列会社間に発生した投資勘定とそれに対応する資本勘定の相殺、結合対象系列会社間の内部取引による

債権・債務期末残高と収益・費用計上額および未実現損益の相殺など、連結財務諸表作成方法と同様内部取引の相殺処理が重要となる（企業集団結合財務諸表準則第 2 章 13)。

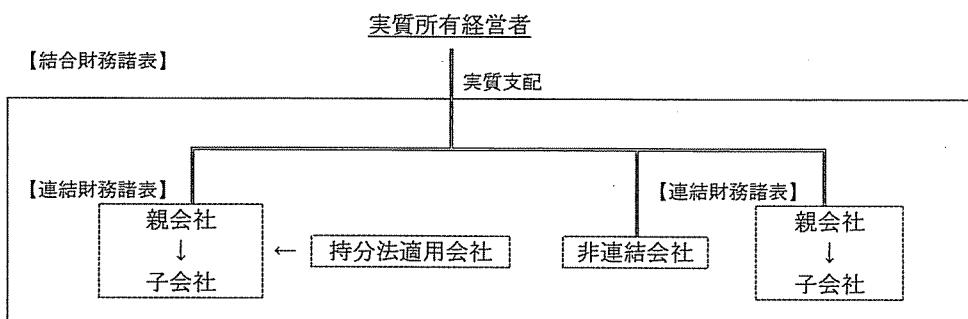
2. 企業集団結合財務諸表の期待効果

結合財務諸表を作成するにあたっては、次のように企業活動に不利な影響が及ぶことが懸念される¹³⁾。すなわち、①これまで以上に財務構造が脆弱であることが判明した企業にとって、市場での資本調達が困難になること、②こうした企業集団に対する政府の規制強化、③財務構造の悪い企業集団の株価下落による証券市場への悪影響、④極めて新しい試みであるため、結合財務諸表に対する信頼性に疑問が生じること。

しかし、結合財務諸表の開示は、以上のような負の側面を補う十分な効果が期待されている¹⁴⁾。次のように連結財務諸表から期待されるメリットがより広範囲において強化され、さらに連結財務諸表では把握が不可能な企業範囲まで把握できる。

- ① 企業集団内の会計操作、粉飾決算の防止
- ② 企業集団の経営成績および財政状態などに関する情報の把握

〈図表 II-1〉 結合財務諸表と連結財務諸表の対象範囲



韓国企業集団における会計情報開示の特徴

- ③ 企業集団内の系列会社間の主な取引内容の明確化
 - ④ 企業集団全体に対する証券市場の評価への貢献
 - ⑤ 企業集団全体の信用評価に有用
 - ⑥ 企業集団全体の財務基盤の強化促進
- とともに、連結財務諸表は企業集団の全体としての業績を把握しやすくするために導入されたものである。しかし韓国に特有の企業集団構造においては、すでに述べたように、企業間で直接株式を持ち合うだけではなく、実質所有者である個人などを通した人的に強い関連をもつ集団も多いために、連結で捉えられない内部取引規模もかなり大きく、時にはそのことが既存制度によって連結企業集団間の粉飾決算を防止することを困難にしていた。このような事情に照らして、まず、企業集団内の系列会社間の主な取引内容をより厳密に明確化し、より実態を反映した形で、企業集団の経営成績および財政状態などに関する情報を把握することが可能になろう。それによって、企業集団内の会計操作、粉飾決算の防止にも役立つと考えられる。

他方、これまでたびたびその不透明さを指摘されてきた会計情報の開示制度がこのように変化することで必然的に企業集団に対する証券市場の評価も高まり、公正なものとなるであろう。与信の面においても、企業集団全体の信用評価の透明度が増すことになると考えられる。従って、証券市場等を通してより適切な資源配分が可能になることで、企業集団経営の健全化が図られ、不健全な企業集団が市場によって淘汰されるなど、市場中心の構造調整が活性化されることが考えられる。また、結合財務諸表の作成に必要な内部取引に関する管理業務が強化されることにより、

透明な企業経営が確立される契機にもなる。

従って、市場のメカニズムが適正に働くようになり、一部において懸念される問題の多くは解決されると考えられる。

もっとも制度導入を決めた政府側の意図は、優先的に財閥という特殊な構造を調整することにあったと考えられる¹⁵⁾。つまり、政府の主導の下、特定の個人やその関係者によって支配されている財閥の経営状況を正確に把握するとともに、特定個人による支配力の偏りを排除し、財閥経営の効率化を促す側面が強い。さらに、後述するが、結合財務諸表開示の初期段階においては特に負債比率の管理に重点が置かれ、政府がその比率をもって企業集団への統制行使する側面も考えられる¹⁶⁾。

III. 企業集団結合財務諸表の開示実態

1. 企業集団単純合算財務諸表と企業集団結合財務諸表との差異

以前には企業集団の全体像を探るための一つの手段として、個別企業の財務数値を単純に合算した単純合算財務諸表の作成が行われていた。しかし、単純合算財務諸表の場合は、系列会社間の取引が外部取引のように処理されるのに対し、結合財務諸表の場合は内部相殺されるため、財務諸表上に表れない。そのため、一般に単純合算財務諸表に比べ、財務業績の悪化が予想される。連結財務諸表の場合もこれに基づき作成するが、結合財務諸表の方がその範囲がより広いため、内部取引の実態を反映した一層厳密な業績を示すことになる。これらの関係は次のように単純化した〈設例〉を通じて説明できる。

(設例) 親会社Aは他社から300億ウォンで仕入れた商品を100%子会社であるBに400億ウォンで販売した。子会社BはそれをA社、B社とは連結関係がない同一企業集団内の会社Cに500億ウォンで販売した。会社Cは仕入れた商品を期末時点において棚卸資産として保有している。

〈図表III-1〉でみるようく、企業集団内の系列会社間の取引は連結、結合それぞれ異なる結果が計算される。連結財務諸表の場合、連結関係にある会社Aと会社Bの間の内部取引は相殺されたが、同一の企業集団でありながら会社Aとは連結関係がない会社Cとの取引は外部取引として会計処理される。しかし、この点、結合財務諸表上では同一企業集団内であるということで、連結関係がない会社Cとの取引までが内部取引として各取引が相殺されることになる。そのため、〈図表

III-1〉でみるようく結合財務諸表はまったく取引が生じていない結果になる。このように、企業集団全体の内部取引の相殺により、連結よりも厳密な財務数値を示すようになる。

2. 企業集団結合財務諸表の開示実態

1) 結合対象企業集団の状況

前述のような法律規定などを適用して、韓国の証券先物委員会は大規模企業集団のうち、初年度に17集団、2000年度に15集団を選定、結合財務諸表の作成を命じた。残りの集団は関連法令により結合財務諸表の作成が免除されている¹⁷⁾。すでに述べた理由で、4大企業集団は、結合対象の企業数も、連結財務諸表を作成する企業数も他の企業集団の合計に比べてはるかに数値が高いため、ここではそれらのみを取り上げて、結合財務諸表作成の状況をみる。

〈図表III-1〉 会計処理の差異

企業集団						(単位: 億ウォン)	
親会社 A			子会社 B			他連結会社 C	
300 仕入	→	400 売上	→	500 売上			
親会社 A			子会社 B			他連結会社 C	
売上原価 300	買掛金 300		売上原価 400	買掛金 400		売上原価 500	買掛金 500
売掛金 400	売上 400		売掛金 500	売上 500			
連結 B/S			連結 P/L			結合 B/S	
売掛金 500	買掛金 300		売上原価 300	売上 500		商品 300	買掛金 300
			利益 200				
結合 P/L						結合 P/L	
			売上原価 0	売上 0			
			利益 0				

会計処理(億)	単純合算処理	連結処理	結合処理
売上	400+500=900	500	0
売上原価	300+400=700	300	0
利益	100+100=200	200	0

韓国企業集団における会計情報開示の特徴

〈図表III-2〉 結合対象企業集団の状況

	企業集団	結合対象企業数(社)						連結集団		
		作成企業	国内		海外		計		計	
			(作成年度)	1999	2000	1999	2000	1999	2000	1999
1	現代*	現代重工業	30	22	73	52	103	74*	18	22
2	三星	三星電子	39	45	120	121	159	166	13	14
3	LG	LG 化学	35	40	83	87	118	127	8	8
4	SK**	SK	33	24	24	21	57	45	6	7
	4大計		137	131	300	281	437	412	45	51
	その他		186	177	97	84	283	261	44	49
	総計		323	308	397	365	720	673	89	100

* 現代は 2000 年度より一部の企業集団が分離している。

** SK は 2000 年度は結合財務諸表の作成対象から除外、連結財務諸表で代替。

出所：韓国金融監督院（2000b）（2001）資料に連結情報を補足。兩年度におけるその他の集団の構成は若干異なる。

ここでみるように、一つの企業集団内で約 20 の連結財務諸表が作成されているなど、連結企業集団の間の関連性を明確に把握しにくい点がある。それに対し、結合財務諸表を作成すれば財務諸表上で企業集団全体の財務状況が把握できるため、結合財務諸表の利点を十分生すことにより、連結財務諸表の機能を補うことができると考えられる。

2) 内部取引の規模

〈図表III-3〉でみるように、4 大企業集団の結合財務諸表における内部取引相殺前の総売上高に占める当該取引の比重は実に 40% 前後にのぼることが分かる。特に、現代グループの場合、国内総売上高の約半分を内部取引に依存するという極端な結果が出ている。これは今まで懸念されてきた非効率的な内部取引の存在を示すものであるが、ただし、それだけではなく一面では、4 大企業集団の垂直系列化の程度を表す結果であると分析されている¹⁸⁾。

垂直系列化とは、同一企業集団に属する系列会社がそれぞれ部分的役割を担い、相互に取引を必要とする構造にある事業体制のことをいう。それは企業集団内で事業活動の上流と下流とが広く統合されている状態を指す。企業集団内で垂直系列化が進んでいる場合、内部取引の比重は必然的に高くなるため、その事実によって必ずしも非効率な取引が多いことが意味されるわけではない。他の 12 集団の内部取引平均から比べても、4 大企業集団に非効率な内部取引が多いというよりは、相対的に垂直系列化が進んでいると考えることもできる。

3) 負債比率

韓国の結合財務諸表の作成において最も関心を集めた問題は負債比率¹⁹⁾である。前述のように、韓国企業の資金調達は銀行および第 2 金融圏を中心に行われており、その結果企業の平均負債比率は非常に高いといわれている。このような高い負債比率は支払利息とと

〈図表III-3〉 内部取引の規模

(単位：兆ウォン)

	企業集団	内部取引の規模* (内部売上高)					
		1999			2000		
	年度	国内	海外	全体	国内	海外	全体
1	現代	41.27	1.78	43.04	27.36	21.19	29.48
	%	49.5	6.0	38.1	36.1	13.5	32.3
2	三星	46.56	15.17	61.73	63.27	18.38	81.66
	%	41.9	41.1	41.7	46.9	36.2	44.0
3	LG	25.96	5.80	31.76	32.65	11.08	43.73
	%	41.7	27.3	38.0	42.6	35.7	40.6
4	SK	11.46	7.22	18.68	12.70	11.44	24.14
	%	29.8	54.1	36.1	29.8	63.6	39.8
	4 大計	125.24	29.97	155.21	136.00	43.03	179.03
	%	42.4	29.6	39.2	41.2	37.3	40.2
	その他計	9.48	0.95	10.43	70.45	12.52	82.97
	%	13.4	13.3	14.2	10.8	15.8	11.3
	総計	134.72	30.92	165.642	143.05	44.28	187.33
	%	36.8	28.7	34.9	36.2	35.9	36.1

* 内部売上高比率は内部取引相殺前の総売上高対比率

出所：韓国金融監督院 (2000b) (2001)。

もに相乗効果を起こし、企業の財務体質に悪影響を及ぼすとされる。次の〈図表III-4〉で示されているように、負債比率は1999年度と2000年度でそれぞれ全体 349.40%，399.4%であり、200%を適正基準とする場合²⁰⁾、やはり改善の余地のある数値である。特に、三星グループは、443.77%，398.7%で4大企業集団の中でも負債比率が高い。しかし、これは三星の金融業の比重が高いためであり、非金融部門ではかえって唯一 200%を下回っている。つまり、金融業の場合、営業活動が活発に行われるほど負債比率が高くなるため、必ずしも否定的な評価はできない。それとは違って、現代グループは金融部門で非常に高い負債比率を示しているが、全体の数値に大きな影響は与えていないことをみると、金融

の占める割合が小さいことが分かる。非金融を中心すれば、4大企業集団平均 225.41%，249.2%で比較的良好といえる。

一般に、連結財務諸表は個別財務諸表より負債比率が高くなる属性をもつ。そのことは、連結に比べ、連結対象に含まれない範囲内まで開示対象になる結合財務諸表においても同じである。〈図表III-4〉の連結の数値に比べ、結合財務諸表の数値の方が4大企業集団一律に上がっている。各集団において、連結の対象にならない企業が相対的に多額の負債を抱えていることが分かる。このように、IMFが韓国の企業集団の直面した問題として負債比率を重視していた通り、結合財務諸表の負債比率は連結情報より悪い財政状態を示している。

韓国企業集団における会計情報開示の特徴

〈図表III-4〉 結合財務諸表と連結財務諸表の負債比率

企業集団	負債比率* (%)							
	結合財務諸表				連結			
	金融		非金融		全体		全体	
作成年度	'99	'00	'99	'00	'99	'00	'99	'00
1 現代	7308.6	2069.3	229.7	477.6	296.2	591.1	244.2	364.8
2 三星	1141.8	1128.3	194.0	151.0	443.8	398.7	335.0	328.5
3 LG	778.0	695.6	273.2	309.0	357.6	389.4	316.6	276.0
4 SK	1554.0	—	227.6	228.4	254.9	256.4	192.6	254.4
4 大計	1241.6	1110.7	225.4	249.2	349.4	399.4	272.1	306.4

* 負債比率：負債/自己資本

出所：韓国金融監督院（2000b）（2001）の資料に連結情報を補足。

4) 連結財務諸表との代替可能性

今までみたように、経営者などを通して実質的に密接な関係を持つ企業集団が別個に連結財務諸表を作成しており、その連結財務諸表の作成企業を結ぶという意味での結合財務諸表の作成が求められてきた。結合財務諸表の作成が連結財務諸表作成の必要性をより強化したものとして捉えられるなら、連結財務諸表の作成基準をより厳しくすることによって、重複する2種類の財務諸表を作成するコストを削減することができよう。現在連結財務諸表基準が持分比率および支配力基準をより強化する方向にあり、このままだと結合財務諸表は連結財務諸表によって十分代替できると考えられる。実際、現在結合財務諸表を作成する際も、企業集団の連結財務諸表所属企業別資産の合計が結合財務諸表の企業別資産合計額の80%以上を占める場合、結合財務諸表作成対象から除外される（結合財務諸表準則第1章6）。同様の理由で、SKは2000年度結合財務諸表の作成対象から除外されている。

しかし、理論的には連結財務諸表基準を変

えることで十分対応可能とみられるが、韓国特有の企業文化に照らすとさほど簡単に解決できる問題ではない。韓国の企業文化は親族中心の人的な結束力が強い。そのような人的結束力が個人による企業の支配につながり、不透明な経営が行われていたと考えられる。このようないわゆる財閥に代表される大規模企業集団が企業の財務構造を変えるとともに、経営を近代化する、つまり経営と所有を分離し、財閥が中小企業をグループ戦略上重要な役割を担うビジネスパートナーとして位置付ければ、現在の財閥体制が変わり、結合財務諸表を作成することによる追加的なメリットは色あせる。しかし、残念なことにIMF体制以降遂行してきた構造改革の中にこのような経営の近代化に関する前提は対象となっておらず、個人の企業に対する影響力は続くものと考えられる。

それを端的に表す資料が次の〈図表III-5〉である。これは、韓国の証券取引所が公表した大規模企業集団の内部持分率で、なかでも特に4大企業の持分変動を表したものである。

〈図表III-5〉 4 大企業集団の内部持分変動

企業集団	1997 年 12 月		2000 年 12 月		2001 年 12 月	
	(%)	(%)	増減%ポイント	(%)	増減%ポイント	
現代	41.02	35.67	-5.35	31.18	-4.49	
三星	20.62	23.13	2.51	21.87	-1.26	
LG	28.70	35.43	6.73	39.77	4.34	
SK	25.65	43.76	18.11	42.76	-1.00	
平均	29.00	34.50	5.5	33.90	-0.60	

出所：韓国証券取引所、東亜日報（2002）より再引用。

この表をみると、当該企業集団の内部持分率が 2000 年度に大幅増え、2001 年度には一部減少はしたもの、大きな変動はみられない。これらは、財務構造改善および構造調整のための保有株の売却だけではなく、株価下落を防ぐための自社株取得などの内部持分の変動がプラス・マイナスに作用したものと思われる。一方、現代の場合は、現代グループの分割による保有持分の減少によるものである。さらに、企業分割および持ち株会社の導入過程における持分取得などにより増える場面もみられる。

このように、韓国の場合、個人による企業の支配は強く、そのため結合財務諸表の最も特徴的な性格、つまり個人の支配までもその対象範囲にするとその部分を補う連結財務諸表の作成は非常に困難であるだろう。もし、市場理論のように、市場が成熟し所有と経営が完全に分離すれば、個人の人的影響力はなくなり、個人経由のつながりもなくなる。つまり、市場の成熟によって企業構造が変化すれば、資本関係も変わり、財閥という特有の企業構造に根ざした結合財務諸表という制度も必要されなくなるだろう。その時、結合財務諸表の代替情報として連結財務諸表が提供されうる。

IV. 結びに代えて

1997 年の金融危機以降、韓国では企業の構造調整が繰り返し主張されてきた。同時に、財務情報の開示の面では、結合財務諸表によってより適切に企業実態を把握しようとする動きが促進されてきた。結合財務諸表を作成することで、主要な財務比率が予想より悪化した企業集団にとっては資本調達が困難になることが予測されるが、その一方で、予想より良い企業集団はかえって信頼を高める機会となり得る²³⁾。これは、結合財務諸表作成の意図である会計の透明性増大の成果として、企業集団に対する実態の把握が可能となり、ひいては海外投資者からの信頼回復も狙える。このように、結合財務諸表の開示は企業集団に対する市場の影響力を通じて、堅実な財政状態の形成を促す役割を担う。ただし、結合財務諸表は現在、世界において一般的に使われている財務諸表ではないため、その情報の信頼性が確保できる装置が整備されていない状況にある。そのため、現状における外国の財務諸表との単純比較は不適切である。

以上の議論から、この結合財務諸表は以下のように評価できる。まず、連結財務諸表よりも実態に近い形で企業集団全体の会計情報

韓国企業集団における会計情報開示の特徴

開示が可能となることである。現在、国際的にも連結財務諸表の重要性が強調されており、日本も2000年3月期から個別財務諸表より連結財務諸表を優先することになった。国際的に受け入れられつつある連結財務諸表が企業の基本財務諸表として定着することは間違いないであろう。韓国ははやくから連結財務諸表を取り入れてはいたものの、韓国特有の企業集団構造を考えるとき、連結財務諸表を補う財務諸表が必要とされてきた。実際、4大企業集団の結合財務諸表をみると、連結財務諸表の場合とはかなり異なる結果が出ており、このような結果からも結合財務諸表を取り入れた意図がうかがえる。

次に、投資者、特に海外投資者からの信頼回復に役立つ。IMFが結合財務諸表を要求し、韓国がこの提案を受け入れた背景には、韓国企業から流出した海外投資者の投資資金を再び呼び戻すために海外投資者の不信感を解消することが必要であるという事情があった。海外投資者にとって韓国の財閥企業構造に起因する、連結では把握できない企業間の財務状況が投資意欲を低下させる要因であったとしたら、結合財務諸表の開示は有用な投資意思決定の判断材料となるであろう。結合財務諸表において懸念されている比較可能性の問題は、ともに開示される連結財務諸表を参考にすることで財務状況把握という基本的点においては解消できると考えられる。

一方、前節でも一部触れた連結財務諸表と結合財務諸表との比較分析の際、これからは

数値の単純比較ではなく、連結財務諸表と結合財務諸表における比率格差の縮小度合をみておく必要がある。両方の数値が一定水準まで達すると、連結情報をもって十分に企業集団の情報を提供することが可能となる。実際、現在も連結情報で企業集団情報の80%以上が提供される場合は、結合財務諸表の作成が免除される。言い換えると結合財務諸表を作成する企業集団の実態が連結財務諸表で十分把握できるようになると、つまり財閥と言われている体制に変化がもたらされてきているかどうか慎重に見守る必要があるということである²⁴⁾。

会計基準が変わると経営者の行動が変わる。その行動が企業経営の改革を促し、改善につながるとすればそれは有効な基準である。しかし、もし変更された基準が抜け道を作ってしまうとすればそれは有効な基準とはいえない。結合財務諸表の有用性もその点で事後的に検証する必要がある。

前述のように、一連の経済改革によって、企業構造が変化すれば、財閥に代表されるような企業間の資本関係も変化することになり、財閥という特有の企業構造に根ざした結合財務諸表という制度もなくなるであろう。その時、連結財務諸表が結合財務諸表と同等の情報内容を提供するものになり得る。あくまでも、結合財務諸表の作成は財閥という特殊な経済構造が続く限り、それに即した会計制度である。

注

1) なお、韓国の会計制度の改革に関しては、IMFだけでなく世界銀行も構造調整のためのローン（Structural Adjustment Loan;SAL）に関連し、次の分野における構造改革プログラムを提示している。①財務分野の構造改革、②企業分野の構造改革、③労働市場および社会的安全網強化

World Bank(1998a), Korea-Structural Adjustment Loan(SAL I), Report No.PID6882, May 3, p.2 および World Bank(1998b), Korea-Structural Adjustment Loan(SAL II), Report No.PID6893, Sep 28, p.2

2) 박창래(1998)によると、1992年「証券取引法施行規則」の改訂により連結財務諸表の開示が義務化されたのも、大規模企業集団に対する会計規制の強化の現れと認識されている。

3) IMF(1997a), par.34.

なお、初期の「経済プログラムに関する覚書」以降、韓国からIMFに以下の6つの趣旨書(Korea Letter of Intent)およびアップデートの「経済プログラムに関する覚書」も提出されているが、企業集団の結合財務諸表に関しては、特に内容の更新はみられない。

IMF(1997b), Korea Letter of Intent, Dec.3.

IMF(1997c), Korea Letter of Intent, Dec.24.

IMF(1998a), Korea Letter of Intent, Feb.7.

IMF(1998b), Korea Letter of Intent, May.2.

IMF(1998c), Korea Letter of Intent, Jul.24.

IMF(1998d), Korea Letter of Intent, Nov.13.

4) 韓国の大規模企業集団構造においては、4大企業集団とその他の企業集団とを区分して分析されることが多い。それは、企業集

団の二元化現象といわれ、4大企業集団の規模や営業活動などが他企業集団よりはるかに多く、上位企業集団への経済力の偏りが著しいためである。ちなみに、4大企業集団の総資本規模は全体企業集団の総資本の70%以上を占めている。

5) IMF(1997), par.16 & 28.

6) ここでの企業集団結合財務諸表は、現在日本において論議されている結合会計とは異なるものである。つまり、企業の合併のような一時的な会計処理を伴うものではなく、連結会計の対象範囲を特定化したものといえる。

7) 日本経済新聞、2000年6月28日付。

8) IMF(1997), par.3.

9) IMF(1997), par.16.

10) 韓国の企業集団結合財務諸表の関連法令としては次のようなものがある。（韓国語）

株式会社の外部監査に関する法律

株式会社の外部監査に関する法律施行令

株式会社の外部監査に関する規定

株式会社の外部監査に関する規定施行細則

独占規制および公正取引に関する法律

独占規制および公正取引に関する法律施行令

銀行監督規定

企業集団結合財務諸表準則

11) ここで相当な影響力の行使とは、他企業の役員選任、主要意思決定、人事交流（兼任、復職）などによって行われる。

12) 連結財務諸表は現在連結財務諸表準則において、連結の範囲が拡大される傾向にある。

13) 組合財務諸表の作成に関するネガティブな影響については次の論文などを参照。

韓国企業集団における会計情報開示の特徴

고원석(1998), pp.197-198, 고원석·송인만(1999), pp.167-171, 권수영(1999), pp.182-183。

14) 結合財務諸表の作成に関するポジティブな影響は次の論文などを参照。

남상오(1993), pp.50-51, 박창래(1998), pp.406-407。

15) 権泰殷(1999), pp.18-19。

16) 結合財務諸表に関する監査がどこに重点を置いて行われたかについては未だ明らかにされていない。しかし連結に比べ個人による株式所有関係まで含んだ実質支配力基準に基づいた企業集団の結合対象の特定が結合財務諸表作成に最も重要な要素であり、監査人もそれを意識していたと推測できる。

17) 免除は、①連結で十分データの代替が可能である場合、②基礎財務データの信頼性が欠如している場合、に限られる。1999年度は13集団、2000年度は20集団が免除されている。

18) 韓国金融監督院(2000a)。

19) IMFは韓国企業の財務体質の問題を最重視した。そのため、韓国内での評価において代表的な構造調整の指標として負債比率の重要性が浮上したのである。

20) 韓国の財政経済部は今まで一次構造調整を通して負債比率を200%以下に下げるよう強制してきた。しかし、はじめは企業集団結合財務諸表の負債比率が200%を超える企業に対しても強制はせず、その比率の低下を誘導する方針を明らかにした。毎日経済新聞(2000)。

23) 実際、一部中堅の企業集団は、市場において財政状態の悪化が懸念されていたが、企業集団結合財務諸表上の数値が予想より

良好だったために、市場の信頼を取り戻している。韓国経済新聞(2000)。

24) 実際、財閥の経営体制に変化もみられ、SKグループのように創業経営者から専門経営者制度を取り入れるところも現れている。しかし、これらの動きが財閥解体に結びつくほど本格的なものなのか、それとも所有経営者からの後継者を教育するための一時的なパフォーマンスなのかを判断するのもう少し時間のかかる作業であろう。

<参考文献>

(日本文献)

石田賢(1998)「急がれる韓国の財閥構造改革」『Japan Research Review』8月号, pp.55-67。

権泰殷(1999)「韓国における結合財務諸表制度の導入について」『名古屋外国語大学国際経営学部紀要』第6号, pp.1-40。

権泰殷(2001)「韓国」(武田安弘編著『財務報告制度の国際比較と分析』)税務経理協会, pp.521-539。

日本経済新聞(2000) 6月28日付。

(韓国文献)

이창우(2000a)「기업집단결합재무제표 분석(상)」『공인회계사』10월호, pp.28-34。

이창우(2000b)「기업집단결합재무제표 분석(하)」『공인회계사』11월호, pp.35-42。

고원석(1998)「결합재무제표의 정보유용성에 관한 비판적 고찰」『회계와 감사연구』제34호, pp.186-208。

- 고완석 · 송인만 (1999) 「기업경영의 투
명성과 결합재무제표의 역할」 『회
계저널』 제8권 제1호, pp.159-188。
- 정혜영 · 이근수 · 김문철(2000) 「한국회계제
도의 문제점과 개선방안」 『회계와
감사연구』 제34호, pp.277-303。
- 박창래 (1998) 「연결재무제표의 공시의무화
에 따른 회계정보공시 확대 효과와
정부규제의 상징적 의미 효과
의 비교」 『경영학연구』 제27권 제
2호, pp.391-410。
- 남상오 (1993) 「기업집단연결재무제표의 도
입 타당성과 기대효과」 『회계저널』
창간호, pp.41-61。
- 韓國金融監督院 (2000a) 「결합 재무제표 공
시 관련 Q&A」。
- 韓國金融監督院 (2000b) 「1999년도 결합
재무제표 분석」。
- 韓國金融監督院 (2001) 「2000년도 결합 재
무제표 분석」。
企業集團結合財務諸表準則(2001)。
- 韓國經濟新聞 (2000) 8月2日付。
東亜日報(2002) 1月23日付。
毎日經濟新聞 (2000) 8月1日付。

(名古屋大学大学院経済学研究科)